

永平寺町重度障害者(児)医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則
を次のように公布する。

令和7年8月1日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町規則第 15 号

永平寺町重度障害者(児)医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規
則

永平寺町重度障害者(児)医療費の助成に関する条例施行規則(平成18年永平寺町規則
第70号)を次のように改正する。

様式第3号(第5条関係)を次のように改める。

様式第3号(第5条関係)
(表)

永平寺町重度障害者医療費受給者証

(裏)

対 象 者 番 号			
加入医療 保 険			
対 象 者	住 所		
	氏 名		
	生年月日	年 月 日	
受 給 者	住 所		
	氏 名		続柄
有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
年 月 日交付			
永平寺町長 			

注 意 事 項	
1	この証は、重度障害者医療費等の助成に関する条例により、助成を受けることのできる証ですから大切に保持してください。
2	福井県内の医療機関において医療等を受けるときは、必ずこの証を加入保険が分かるものとともに窓口に提示してください。 なお、この証を医療機関の窓口に提示しない場合は、 <u>重度障害者医療費等の助成の取扱いは受けられないので特に注意してください。</u>
3	福井県外の医療機関において医療等を受けたときは、支給申請書の領収証明書欄の記載を受けた上、この証を添えて各市町村へ申請してください。
4	この証を紛失し、又は損傷したときは、再交付を受けてください。
5	加入している医療保険又はこの証に記載してある事項に変更があったときは、必ずその旨をこの証を添えて届け出てください。
6	受給資格がなくなったときは、必ずその旨を届け出るとともにこの証を返還してください。
7	偽りその他不正の手段により助成を受けたときは、助成した額を返還していただくことになります。

附 則
この規則は、令和7年8月1日から施行する。